

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
交通安全に関する要望 処理事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	交通安全施設設置等に関する要望に対して受付、報告、回答などを行うこと	要望申出者	○	○			○		
交通安全施設の事故破 損関係事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 令和2年12月1日	交通安全施設の事故破損に対し、事故原因者による現状復旧を求める	事故原因者	○				○		
さいたま市交通教育指 導員制度関係事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	市民一人ひとりを対象とした、実践的かつ効果的な交通安全教育の推進を図るため、自治会や老人クラブ等の団体に Outreach 交通安全教室を行う	市長委嘱者	○	○	○	○	○		
交通安全教室の実施関 係事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	市内警察署と市が協力して安全教室を実施し、市民の交通事故防止を図る	実施申請者	○				○		
交通安全保護者の会 (母の会) 事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	交通安全は家庭からを基本理念に、日常生活、地域活動を通じて啓発を行う。また、交通安全運動期間中においては、街頭活動を行い交通事故防止を図る	小、中学校長からの推薦者・自治会長からの推薦者	○				○		
さいたま市交通指導員 制度関係事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	市長から委嘱された指導員が、児童・生徒の登校時に交差点等の危険箇所において、道路横断の安全確保及び指導を行う。また、要請により各種交通安全啓発活動、地域の行事・催しにおける交通整理等も行う。	市長委嘱者、表彰基準該当者	○	○	○	○	○	○	

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市交通安全対策協議会関係事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日	交通安全の円滑化、交通事故防止、その他交通安全の諸問題について、関係の機関及び団体により構成される協議会を設置し、相互の緊密な連絡を図り、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する	関係機関及び市民各種団体	○	○			○		
		平成28年4月1日									
ホテル南郷利用申請受付・許可	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日	市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図るための保養施設として設置されたホテル南郷の利用申請を受け付け、利用の許可を行う。	利用申込者	○	○			○		
		令和2年4月1日									
交通安全施設の設置関係事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日	路面標示、道路照明灯等の交通安全施設を設置し、歩行者、車両の交通事故防止を図る	工事、委託業者の従業員、通報・申請者	○	○					
		令和2年4月1日									
占用許可、民地借用関係事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日	歩行者及び車両の交通安全運行を確保し、併せて交通事故防止を図るため、交通安全施設を私有地に設置する際必要となる土地借用書類を作成する	施設設置箇所の土地所有者	○		○				
		平成28年4月1日									
市民相談事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	昭和43年4月1日	広く市民から相談を受け、問題点を明らかにし、解決の一助としてもらう。そしてその経過を専門家からの回答とともに記録する。	さいたま市民	○	○	○	○	○	○	
		令和4年3月10日									
行政相談委員事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	昭和37年4月1日	国等の仕事に関する苦情などの相談を受け、助言や関係行政機関に対する通知等を行う。委員は市が推薦し、総務大臣が委嘱する。	行政相談委員	○	○			○		
		平成27年4月1日									

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市違法駐車等 対策協議会	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日	違法駐車等防止重点地域の指定、指定の解除及び変更に関する重要事項を審議すること。市会議員と関係機関の長、知識経験者、市職員により構成される。	さいたま市違法駐車等対策 協議会委員	○	○					
		平成28年4月1日									
暴力排除推進協議会事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日	暴力行為を排除し、明るく住みよい街づくりを推進する。	協議会会員団体の会長及び 副会長等の職にある者	○						
		平成28年4月1日									
新治ファミリーランド 利用申請受付・許可	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成12年4月1日	豊かな自然環境の中で市民の健康の増進及び余暇活動の充実を図るための保養施設として設置された新治ファミリーランドの利用申請を受け付け、利用の許可を行う。	利用申込者	○	○			○		
		令和2年4月1日									
さいたま市地域防犯活動 助成金交付事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成17年4月1日	さいたま市地域防犯活動助成金交付要綱に基づき、犯罪のない安心で安全なまちづくりを推進するため、自主的に地域防犯活動を行う団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に助成金を交付する。	申請者及び団体役員	○		○		○		
		平成28年4月1日									
市民手帳事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成26年10月2日	市民手帳の収納事務を書店に委託するにあたり、さいたま市会計規則第37条第2項の規定により収入事務受託者証を交付する必要があるため。	書店従業員	○				○		
		平成27年4月1日									
地域防犯カメラ設置助 成金交付事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成29年4月1日	犯罪のない安心で安全なまちづくりを図るため、さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付要綱に基づき、自治会からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者	○		○				

# 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市民局指定管理者審査 選定委員会運営事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成26年4月1日	さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき設置されたさいたま市市民局指定管理者審査選定委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則非公開とする。選任された委員は名前と所属を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
大宮ソニック市民ホール 利用申請受付・許可	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日	市民文化の向上及び市民相互の交流を促進するために設置された、さいたま市大宮ソニック市民ホールの利用申請を受け付け、利用の許可を行う。	利用申込者	○				○		
さいたま市防犯のまち づくり推進計画策定に 係る意見聴取	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成30年6月27日 令和5年4月1日	「さいたま市防犯のまちづくり推進計画」策定にあたり、各区防犯連絡協議会等出席者から文書により意見を募り、市民の声を本計画に反映させるため。	意見提出者	○				○		
さいたま市自動通話録 音装置貸出事業	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成28年9月1日	市内の高齢者世帯や、日中高齢者のみとなる世帯に対し、振り込み詐欺防止のため自動通話録音装置を貸出し、振り込み詐欺を未然に防止し、機器の普及啓発を図る。収集した情報は、機器設置を行う委託業者と共有する。	自動通話録音装置貸出事業 の申請者	○				○		
犯罪被害者等相談・支 援事業	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	令和3年4月1日 令和5年7月5日	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組をする。市民、事業者、関係機関等との連携の下、広報啓発活動を通じて犯罪被害者等に対する意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等に対する相談及び支援を行う。	犯罪被害者等相談者、セミ ナー参加者	○	○	○	○	○	○	
街頭防犯カメラに関す る事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成30年3月1日 令和3年12月10日	犯罪の防止を図ること等を目的として、駅前広場等の公共空間における不特定多数の人の動きを撮影するカメラを設置し、画像データを記録及び一時的に保存する。また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧又は提供を要請された場合、捜査協力のため、画像データを提供する。	街頭防犯カメラ設置場所の 周辺を通行・滞在等する不 特定多数の人				○			○

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市自主防犯活動団体感謝状贈呈事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	令和4年1月4日	さいたま市内において、自主的な防犯活動を通じた安全で安心なまちづくりの推進のために貢献し、その功績が顕著な団体及び模範となる活動を実施している団体に感謝状を贈呈することにより、自主防犯活動団体の意欲向上を図る。	感謝状被贈呈団体代表者	○	○			○		
さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会運営事務	市長 市民局 市民生活部 市民生活安全課	令和6年2月8日	犯罪被害者等支援事業の効果的かつ円滑な実施を推進するため、さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会設置要綱に基づき懇話会を設置し、運営する。委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則公開とする。選任された委員は名前と所属を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	懇話会委員	○	○	○		○		
自治会活動支援事務	市長 市民局 市民生活部 コミュニティ推進課	平成13年5月1日 令和2年12月10日	自治会関係事務の円滑化及び自治会活動支援のため、単位自治会の情報を収集し、全庁的な自治会関係事務の基礎となる資料を作成、あらかじめ提示した利用目的の範囲内で関係機関に対して情報を提供する。また、自治会長からの申請により掲示板の設置及び修理、ふれあい広場事業を実施する。	自治会長・広報担当者・申請に係る土地所有者	○	○			○		○
自治会への各種補助金交付事務	市長 市民局 市民生活部 コミュニティ推進課	平成13年5月1日 令和2年12月10日	住みよい地域社会の実現を目指すことを目的に自治会及び連合組織が実施する活動や事業に要する経費の一部を補助する。	補助金申請団体の長	○	○	○		○		
地域活動傷害見舞金	市長 市民局 市民生活部 コミュニティ推進課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	公共のために自治会等の団体が自主的に行う地域活動中に傷害を受けた者に対して支給する。	公共のために地域活動を行って傷害を受けた者	○		○		○	○	
認可地縁団体事務	市長 市民局 市民生活部 コミュニティ推進課	平成13年5月1日	地方自治法第260条の2の規定に基づき、地縁団体の認可、告示、台帳の作成、証明書等の交付、規約変更の認可、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告を行う。また、さいたま市認可地縁団体印鑑条例に基づき、認可地縁団体の印鑑登録、証明書の交付を行う。	地縁団体の代表者及び構成員、告示事項証明書請求者、異議申出者、印鑑登録等の申請者又は代理人	○	○	○		○		

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市男女共同参画推進協議会運営事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	市長の諮問機関として、さいたま市の男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。また、市政への市民の参画を促し意見を反映させるため、市民代表者委員を公募する。	男女共同参画推進協議会委員及び委員応募者	○	○	○		○		
男女共同参画意識啓発事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 令和3年5月14日	男女共同参画の意識啓発を行うため、「パートナーシップさいたまフェスタ」の開催や職員研修の実施、事業検討会議の実施、情報誌「You & Me 〜夢〜」「鐘の音」などを発行する。	講師、会議構成員、参加者、保育児、託児者、広報誌通信員、公募応募者	○	○	○		○		
まちづくりへの男女共同参画推進事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 令和3年5月17日	女性の人材を収集し、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため女性人材リストの作成及び各課への情報提供を行う。また、団体活動支援、協働での事業実施、団体間の交流を図るため、市内の男女共同参画の実現に資する活動をする団体を把握する。	女性人材リスト登録者、団体代表者、団体構成員	○	○			○		
人権擁護委員推薦事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、人権擁護委員候補者を法務省へ推薦する。また、委嘱を受けている人権擁護委員からの辞任届を受けた際に、法務大臣に対し進達する。	人権擁護委員の候補者、委嘱中の人権擁護委員	○	○			○		
隣保館事業運営事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	三つ和会館管理運営事業を適正に執行するため、各種事業の出席者の名簿を作成する。	事業参加者	○						
男女共同参画政策市民意見募集事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成14年8月1日 平成31年4月1日	男女共同参画の基本的な政策の策定等にあたり、市民の声を反映させるため、形成過程の情報を公表し、市民意見の募集をする。	市内在住・在勤・在学者	○				○		

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
隣保館施設利用事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参 画課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	三つ和会館の適切な運営を図るため、施設利用許可に関わる利用者（団体）を確認するとともに、利用者名簿を作成する。	施設利用者	○						
相談業務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参 画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	家庭や地域、職場で直面する様々な悩みについて、専門の相談員が相談に応じ、解決のための支援を行う。必要に応じて関係機関（子ども家庭総合センター内の各課所、各区福祉事務所等）と情報を共有し、支援方法や支援機関を調整する。	相談者、相談員	○	○	○	○	○	○	
男女共同参画推進センター等施設利用事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参 画課	平成13年5月1日 令和3年6月10日	男女共同参画の推進とジェンダー平等社会の実現、ジェンダーに起因する生きづらさの解消を目的とし、市民の自主的な社会活動に対して活動の場を提供する。	施設利用者	○	○					
講演会・セミナーに関する事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参 画課	平成13年5月1日 令和3年6月10日	男女共同参画の推進と啓発を目的とする。	講師、受講生、保育児、託児者、事業コーディネーター	○	○	○	○	○	○	
さいたま市男女共同参画苦情処理事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参 画課	平成15年4月1日 平成31年4月1日	「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第12条に基づき、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者からの苦情を処理するため、苦情処理委員を置き、苦情を処理する。	男女共同参画苦情処理委員及び申出人	○	○	○		○		
さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参 画課	平成16年8月1日 令和4年6月28日	女性に対し、夫、恋人など親密な相手からの暴力の根絶の取り組みについて、民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、女性の人格権保護の観点より、予防から自立までのサポート体制を、総合的に検討することを目的としており、構成員に対し報償費の支払いを行う。	会議構成員	○		○				

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
配偶者暴力相談支援センター業務事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成26年10月1日 令和4年4月1日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者等からの暴力の防止並びに被害者の保護、自立支援を目的として設置する配偶者暴力相談支援センターにおける業務に係る事務を行う。必要に応じて庁内外の関係機関と情報を共有し、支援方法や支援機関を調整する。	配偶者等から暴力を受けた者及び同伴する家族等	○	○	○	○	○	○	
男女共同参画推進事業補助金交付	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成14年4月1日 令和3年4月1日	さいたま市補助金等交付規則に則り、市民企画講座実施団体に對し、その活動を支援するため、補助金を交付する。	市民企画講座実施団体の構成員	○		○				
さいたま市パートナーシップ宣誓書制度事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	令和2年4月1日 令和4年11月1日	さいたま市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、市民からパートナーシップ宣誓書を受け付け、その受領の証として、パートナーシップ宣誓書受領証の発行、変更、返納等を行う。	パートナーシップ宣誓書の提出者及び提出者の子	○				○		
人権啓発事業等実施事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日	人権啓発事業等実施における講師・委員の依頼、参加者の募集等の企画、運営を行う。	講師・参加者	○	○	○		○		
さいたま市人権相談事業等補助金交付事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日	人権擁護委員により組織する団体の活動を支援するための補助金を適正に交付する。	補助金交付団体の代表者等	○		○		○		
さいたま市同和対策補助金交付事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日	部落差別を解消するため、さいたま市同和対策補助金交付要綱に基づき、同和対策補助金交付申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	同和対策補助金交付申請者	○						



## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供	
					一般的取扱情報					要配慮		
					基本	経歴	経済	心身	生活			
さいたま市性暴力・配偶者暴力被害者等補助金交付事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	令和2年11月4日	配偶者暴力の被害者等を支援する民間緊急一時避難施設及び民間自立支援施設の先進的な取組に対し、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者支援の充実を図ることを目的としており、民間シェルター等に対し補助金の交付を行う。	補助金交付団体の代表者等	○		○					
さいたま市民間緊急一時避難施設等補助金交付事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成16年8月12日	民間緊急一時避難施設又は民間自立支援施設を運営する団体に対し、その事業を支援するため補助金の交付を行う。	補助金交付団体の代表者等	○		○					
相談室研修に関する事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成17年8月1日	相談の質の向上及び円滑な連携を図るため、定期的に研修を行う。	講師	○	○	○					
さいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	令和6年4月1日	困難な問題を抱える女性への支援を、適切かつ円滑に行うため、さいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議を設置し、民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、困難な問題を抱える女性への支援体制を総合的に検討することにより、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としたものであり、その構成員に対し報償費の支払いを行う。	会議構成員	○		○					
さいたま市市民活動推進委員会の設置運営	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	平成19年5月14日 令和3年2月24日	さいたま市市民活動及び協働の推進条例第9条に基づくさいたま市市民活動推進委員会を設置運営するにあたり、公募委員の選考、委員との連絡及び報酬の支払のため個人情報の収集・利用が必要なため。	さいたま市市民活動推進委員会の委員	○	○	○	○	○			
浦和駅東口駅前市民広場内の行為承認事務	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	平成19年10月9日 平成27年4月1日	浦和駅東口駅前市民広場における催事等の行為に係る承認申請を受け付ける。	行為承認申請者	○							○

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市民活動ネットワークの登録事務	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	平成23年4月1日	市民活動ネットワークとは、登録団体への支援を行うほか、団体間のゆるやかなネットワーク（つながり）を図り、市民活動及び協働を推進するために各区に設置する市民活動登録制度である。	市民活動ネットワーク登録申請者	○	○			○		
		平成31年4月1日									
NPO認証等事務	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	平成24年4月1日	申請者に対し、認証審査等を行うため、特定非営利活動促進法の規定に基づき、認証等の申請を受け付け、認証等を行う。必要に応じ、特定非営利活動法人の役員及び社員に連絡等を行う。なお、収集した認証等に関する情報は、公表、縦覧、閲覧及び謄写のために公表する。また、特定非営利活動法人が河津町庁を変更する場合、その河津町庁と認証等に関する情報を共有する。	認証及び認定したNPO法人の代表及びその役員並びに社員	○		○		○		
		令和3年6月9日									
さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	平成22年4月1日	市民が市民活動に参加しやすくなる環境づくりの一環として、さいたま市市民活動及び協働の推進助成金交付要綱・補助金等交付規則等に基づき、市民活動団体からの補助金等申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、構成員及び事業ボランティア	○		○	○	○		
		令和2年11月10日									
市民活動サポートセンターに関する事務	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	平成28年4月1日	自治会等の地縁団体、ボランティア団体、NPOなどの市民活動を支援し、その活性化を図るための拠点施設である市民活動サポートセンターを、市民と行政による協働で管理運営し、市民活動の支援及び協働を推進する。	当該センターの利用者及び関係者	○	○	○	○	○		
		令和3年4月1日									
NPO法人設立セミナーに関する事務	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	平成30年5月7日	このセミナーは、NPO法人格取得を考えている方に対し、その制度や趣旨を説明し、申請書類の作成などに対して助言や相談を行うものである。セミナーの申し込み受付に際して、申込者との連絡用及び受講者名簿の作成のため氏名等を収集する。	講座受講者	○				○		
高校生ファシリテーターの活躍事務	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	令和3年4月1日	さいたま市内在住・在学の高校生等を対象とした「ファシリテーター講座」や「対話の場」の開催にあたり、受講者ならびにボランティア参加者に対する講座終了証やボランティア参加証の発行事務を行う。また、「ファシリテーター講座」や「対話の場」における謝金支払い等のため個人情報の収集を行う。併せて、市民アプリとの連携を行う。	講座受講者・ボランティア参加者・講師	○	○	○	○			
		令和6年4月1日									

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
名義後援等承認事務	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	令和5年2月1日	団体が主催する行事に対し、後援又は共催等名義使用を承認し、市民活動及び協働の推進を図る。	申請団体の代表者及び役員・構成員・出店者・ボランティア等	○	○		○	○		
認定 NPO 法人の認定に関する事務	市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課	令和5年9月11日	認定特定非営利活動法人として認定を受けるための申請に係る現地調査において、財務諸表の調査に必要な専門知識を持つ公認会計士に立会及び助言を依頼するに当たり、対象者との連絡及び謝金の支払のため、個人情報の収集・利用を行う。	財務諸表の調査に必要な専門知識を持つ公認会計士	○	○	○	○			
消費生活相談事業	市長 市民局 市民生活部 消費生活総合センター	平成13年5月1日 令和5年11月1日	消費者からの苦情・問い合わせ・危害・危険の申出について、消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るため、本人確認等のうえで助言、紹介、斡旋等の相談対応を行う。	相談、危害・危険の申出者等	○	○	○				○
消費生活講演会・セミナー事業	市長 市民局 市民生活部 消費生活総合センター	平成13年5月1日 令和5年11月1日	消費者啓発のために消費生活講演会・消費生活セミナーを開催する。参加希望者を募集、受付し、又講師の選定、依頼、事務連絡等を行う。	講演会・セミナーの参加者及び講師	○	○	○				
さいたま市消費生活審議会運営事務	市長 市民局 市民生活部 消費生活総合センター	平成18年7月1日 平成27年4月1日	さいたま市消費生活条例に基づき設置されたさいたま市消費生活審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課及び秘書課へ報告する。	審議会委員及び委員公募募集者	○	○	○		○		
さいたま市消費者被害防止サポーター事業	市長 市民局 市民生活部 消費生活総合センター	平成28年5月1日 令和5年11月1日	消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るため、さいたま市消費者被害防止サポーターを設置し、消費者教育推進のための情報提供、活動協力依頼等を行う。	消費者被害防止サポーター	○						

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
外国人登録事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	外国人に関する新規(入国)・転入・転居・変更・確認等の登録事務を行うことにより、外国人の居住・身分関係を明確にすることを目的とする。外国人登録法は平成24年7月9日に廃止されたが、住民票が作成されない外国人に対し引き続き行政サービスを提供する等の目的のため、データを引き続き保有し関係課と共有する。	さいたま市に在留する外国人	○	○			○		
改葬許可事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	既に埋蔵し、もしくは収蔵した遺骨を、他の墳墓や納骨堂に移すための許可事務です。遺骨の管理者から証明してもらい、その証明にもとづいて許可証を交付する。	埋蔵し若しくは収蔵した遺骨を、他の墳墓又は納骨堂に移す者。	○				○		
臨時運行許可事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	登録されていない自動車の試運転をしたり、車輛検査を受ける目的などで回送したりする場合は、臨時運行の許可を受けなければなりません。印鑑・自賠責保険証・車体番号がわかるものを持参していただき申請することにより、許可証と仮ナンバーが交付されます。	さいたま市を通行する車輛を運行する者。	○	○	○				
証明発行事務(住民票)	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	交付請求に伴い、住民票などを適正に発行するための受付事務。	住民票等申請者	○				○		
住民基本台帳補助台帳閲覧事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	住所・氏名・性別・生年月日を記載した町丁別番地順の世帯別台帳(住民基本台帳補助台帳)をプライバシー侵害・差別等につながらない場合に限り、申請により閲覧に供している。	住民基本台帳補助台帳閲覧申請者。	○				○		
死体埋火葬許可・死胎埋火葬許可事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	死亡届書の受理に伴う埋火葬許可証の発行事務。	さいたま市で死亡届を届け出た者。	○				○		

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
印鑑登録事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	印鑑登録について、登録・登録抹消の申請を本人から受け付ける。また、本人以外には証明発行を停止したり、登録事項を変更させない申請も受け付ける。必要な場合には本人確認の調査を行う。	印鑑登録者	○	○		○	○		
禁治産宣告者名簿事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成30年4月1日	裁判所において禁治産宣告及び東京法務局で成年被後見人登記を受けている者、印鑑登録をすることができないため、該当者を特定させ管理する事務。	さいたま市に住民登録をしているもしくは本籍を有する禁治産宣告者及び成年被後見人	○					○	
住民登録事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務処理の基礎であり、併せて住民の記録に関する記録の適正な管理を図る。通報等による居住の事実確認の調査や、本人の申請に基づく住民票の閲覧等の制限手続を行う。また、台帳の情報は、必要に応じて行政内での利用に供する。	住民基本台帳登載者（除票者も含む）	○		○	○	○		○
戸籍の附票事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 令和3年9月2日	個人の身分関係の登録である戸籍と、居住関係の記録である住民票の関連を図るために、本籍地において戸籍の表示及び氏名・住所・住所を定めた日付を記録する事務。	さいたま市に本籍を有する者（除票者を含む）	○				○		
戸籍事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成30年4月1日	戸籍は、出生・死亡・婚姻・離婚等の届出により戸籍簿を整備し、日本国民についてその親族的な身分関係を登録し公証するものである。	さいたま市に本籍を有する者	○	○		○	○	○	
住居表示事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	大字地域・区画整理地域等の住居に、都市計画法・法務局の公図から作成される住居表示台帳図をもとに「丁目・番・号」という表示を施し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。また、これに伴う変更証明を交付する。	住居表示実施区域の住民	○						

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
住所付定事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	新築住宅に関する住所の付定。	新築住宅の居住者	○						
当直事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	勤務時間外及び休日における受付並びに簡易な事務処理を行うことを目的とする。夜間及び休日における郵便物等の受領、死亡届等戸籍に関する届出書の預かり、市民からの要望・苦情・問い合わせ等の処理を行う。	勤務時間外及び休日に来庁若しくは電話連絡のあった者	○	○			○		
地番等証明書発行事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	区画整理施行済地内における各種地番等証明書発行事務	地番等証明書発行申請者	○		○				
身分証明事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	個人の犯歴台帳及び身分事項の名簿を作成し、その台帳を整備する。	禁治産宣告者・準禁治産宣告者・成年被後見人登記者・破産者・犯歴台帳登載者	○	○	○		○	○	
証明発行事務（戸籍証明）	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	交付請求に伴い、戸籍や除籍の謄抄本・戸籍届受理証明などを適正に発行するための事務。	戸籍証明申請者	○	○			○		
証明発行事務（印鑑証明）	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 令和5年3月7日	交付請求に伴い、印鑑登録証明書を適正に発行するための事務。	印鑑証明申請者	○						

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
人口動態調査事務	市長 市民局 区政推進部	平成13年5月1日 平成30年4月1日	人口動態を調査するために必要な資料の徴収を行う	戸籍届出人（出産、死亡、 死産、婚姻、離婚）	○	○				○	
渉外対応事務	市長 市民局 区政推進部	平成15年4月1日 平成28年4月1日	行政の円滑な運営を図ることを目的とし、各種式典等へ出席することに伴う会費、あるいは行政執行上必要な社会的儀礼を尽くすための慶弔費等の交際費の支出等を行なう。	行政運営上、区政振興に功 労のある者、及び自治振興 や福祉の増進に貢献のある 者。	○	○				○	
区における共催等名義 使用承認事務	市長 市民局 区政推進部	平成15年4月1日 平成28年4月1日	団体が主催する行事に対し、共催等名義使用を承認し、区政振興を図る。	申請団体の代表者及び役員・ 構成員	○	○				○	
住民票の写し等の交付 に係る本人通知制度	市長 市民局 区政推進部	平成22年6月1日 平成28年4月1日	本人通知制度は、さいたま市において、住民登録もしくは本籍がある方が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写しや戸籍の謄抄本等を、本人の代理人及び第三者に交付した場合にその交付した事実について登録者本人に通知をする制度であり、不正取得や不正請求の防止及び抑止を目的としています。	事前登録者	○						
全国避難者情報システム	市長 市民局 区政推進部	平成23年4月18日 平成28年4月1日	東日本大震災等に伴う避難者の所在地情報を把握し、県に報告する。また、避難者に対する行政サービスの提供を行う。	東日本大震災等に伴う避難者	○						
無籍者名簿の作成事務	市長 市民局 区政推進部	平成26年8月5日 平成31年3月1日	無籍者が適正な手続により戸籍に記載されるための支援を行うため、平成26年8月5日付けさいたま地方務局長発出「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について」（戸（3）第419号）に基づき、無籍者を把握するための名簿を作成する。作成した名簿は、法務局に提出する。	無籍者	○						

